

一般廃棄物処理基本計画見直し点一覧表（環境保全審議会並びに廃棄物減量等推進審議会用）

| 現計画 該当ページ | 項 目 | 改 正 |
|--------------|----------------------------|---|
| | 第 1 章 計画の基本的 事項 | |
| 84 | 第 1 節 計画策定の目的と背景 | 文言整理。最後段の変更 |
| 84 | 第 2 節 計画の位置づけ | 修正なし |
| 85 | 第 3 節 計画の対象 | 修正なし |
| 86 | 第 4 節 計画の期間 | 修正なし。見直し計画の期間は令和 3 年～7 年度（5 年間） |
| 87 | 第 5 節 廃棄物・リサイクル関連の動向 | |
| 87 | 1 法制度 | 現状に合わせる |
| 88 | 2 国の動向 | 現状に合わせる |
| 90. | 3 県の動向 | 現状に合わせる |
| | 第 2 章 ごみ処理基本 計画 | |
| | 第 1 節 ごみ処理の現状と課題 | |
| 92 | 1 ごみの分別区分と排出方法 | 現状に合わせる(平成 2 年度現在) |
| 95 | 2 ごみ処理の流れ | 現状に合わせる(平成 2 年度現在) |
| 96 | 3 ごみの排出抑制、リサイクル推進のための取組の状況 | 現状に合わせる(平成 2 年度現在) |
| 97 | 4 ごみ排出量 | 現状に合わせる(平成 30 年度現在) |
| 100 | 5 ごみの処理・処分 | 現状に合わせる(平成 30 年度現在) |
| 105 | 6 ごみ処理施設の状況 | 現状に合わせる(平成 30 年度現在) |
| 108 | 7 ごみ処理の評価 | 現計画のものと比較(国、町の目標とも達成。県は生活系ごみのみ×) |
| 110 | 8 ごみ処理の課題 | (4)処理・処分に 関する課題のうち、 ・課題 9 焼却施設への負担軽減を一部修正、 ・課題 10 最終処分量の削減に向けたごみ処理施設の維持 ・課題 12 不法投棄の防止を削除し、 |

| | | |
|-----|-------------------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・課題 9 プラスチックごみの削減と適正な処理の推進 ・課題 10 SDGs(持続可能な開発目標)への対応 <p>を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題 9 プラスチックごみの削減と適正な処理の推進 令和 2 年 7 月から、プラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化が始まりました。また、家庭から出るプラスチックごみの一括回収の方針を示し、令和 4 年度以後の制度開始を目指すとなりました。近年、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な課題となっています。四方を川に囲まれた川島町でも、海洋プラスチックごみ問題は、けっして無関係なものではありません。プラスチックごみの削減はもとより、プラスチックを循環資源として持続的な利用を促進するための取組が必要です。 ・課題 10 SDGs(持続可能な開発目標)への対応 SDGs(エスディーゼーズ・持続可能な開発目標)とは、平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、令和 12(2030 年)までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。 本計画と関わりの強い SDGs のゴール(なりたい姿)とターゲット(具体的な達成基準)は次のとおりです。 ゴール 12(つくる責任 つかう責任) ターゲット 5(廃棄物削減) 2030 年までに、廃棄物の発生抑制、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 |
| 114 | 第 2 節 ごみ処理量の予測 | |
| 114 | 1 ごみ処理量の予測方法 | 政策推進課の人口推計を使用 |
| | 2 ごみ排出量の予測結果(いずれも現状推移時) | (1)ごみ総排出量 令和 7 年度 6,128 t (H30 対比▲14.5%) 令和 11 年度 5,703 t (H30 対比▲20.5%) (2)生活系ごみ 令和 7 年度 4,581 t (H30 対比▲13.0%) 令和 11 年度 4,253 t (H30 対比▲19.3%) (3)事業系ごみ 令和 7 年度 1,247 t (H30 対比▲20.0%) 令和 11 年度 1,150 t (H30 対比▲26.2%) |
| 117 | 3 ごみの処理・処分量の予測結果 | (1)焼却処理量 令和 7 年度 4,314 t (H30 対比▲16.3%) |

| | | |
|-----|---|--|
| | | <p>令和 11 年度 3,977 t (H30 対比▲22.8%) (2)最終処分量 なし (3)資源化量 令和 7 年度 2,347 t (H30 対比 3.9%) 令和 11 年度 2,281 t (H30 対比 1.0%)</p> |
| 119 | <p>第 3 節 ごみ処理基本計画 1 基本理念と基本方針</p> | <p>文言整理(ゼロ・ウェイストの考え方を示す) 基本理念は変更なし 基本方針は、総合振興計画との整合を図るため、「①ごみの減量化と資源化の推進」を「①ゼロ・ウェイスト社会の推進」に改める。</p> |
| 121 | 2 数値目標 | <p>(1)ごみ減量に係る目標(ごみ総排出量) 令和 7 年度 H30 対比▲14.0%以上 令和 11 年度 H30 対比▲20.0%以上 (2)処理・処分に係る目標(リサイクル率) 令和 7 年度 38.0%以上 令和 11 年度 40.0%</p> |
| 123 | 3 施策体系 | 文言整理 |
| 124 | 4 ゼロ・ウェイスト社会の推進【減量化・資源化計画】 | |
| 129 | 5 適正なごみ処理事業の推進【収集・運搬計画、処理・処分計画】 | <p>最終処分量の削減部分を削除(資源化量の増加) 「④新たにごみ処理施設の整備」を追加</p> <p>④新たにごみ処理施設の整備 令和 2 年(2020 年)3 月末での埼玉中部資源循環組合の解散により、組合が建設に向けて準備していた新ごみ処理施設は白紙となりました。 このことから、施設の老朽化が進んでいる本町では、ごみ処理施設の新設は重要課題であり、様々な角度から広域処理の枠組みや新たにごみ処理技術の導入、民間事業者の活用などを早急に進めていきます。</p> |
| 133 | 6 ゼロ・ウェイスト推進のための取組 | <p>(1)町民との連携による取組 フードロス削減運動の推進→食品ロス削減運動の推進</p> <p>(2)事業者との連携による取組</p> |
| | <p>第 3 章 生活排水処理基本計画 第 1 節 生活排水処理</p> | |

| | | |
|-----|---------------------|--|
| | の現状と課題 | |
| 140 | 1 生活排水処理の概要 | 修正なし |
| 141 | 2 生活排水処理施設の状況 | 現況に合わせる |
| 144 | 3 生活排水の適正処理のための施策 | 現況に合わせる |
| 146 | 4 生活排水の排出・処理の状況 | 現況に合わせる |
| 149 | 5 生活排水処理の課題 | 現況に合わせる |
| | 第2節 生活排水処理量の予測 | |
| 150 | 1 生活排水処理量の予測方法 | 修正なし |
| 150 | 2 生活排水処理形態別の人口の予測結果 | 生活排水処理率で予測 令和7年度 87.3%(平成30年度対比1.8ポイント増加) |
| 151 | 3 し尿・浄化槽汚泥の処理量の予測結果 | 令和11年度87.5%(平成30年度対比2ポイント増加) 一日平均処理量で予測 令和7年度 14.9 kℓ/日(平成30年度対比6.3%減少) 令和11年度 14.3 kℓ/日(平成30年度対比10.1%減少) |
| | 第3節 生活排水処理基本計画 | |
| 152 | 1 基本理念と基本方針 | 修正なし |
| 152 | 2 数値目標 | 生活排水処理率を90%に設定 |
| 153 | 3 生活排水処理基本計画 | 修正なし |
| 154 | 4 し尿・浄化槽汚泥処理基本計画 | 修正なし |
| 155 | 5 生活排水対策の推進のための取組 | 修正なし |
| | 計画推進のしくみ | |
| 159 | 第1節 計画の推進体制 | 文言整理 |
| 161 | 第2節 計画の進行管理 | 文言整理 |